

# **預金保険法第80条に基づく業務及び財産 の状況等に関する報告書（補遺）**

**平成15年2月26日**

**株式会社 中部銀行**

**金融整理管財人**

## I. はじめに

当行は、平成 14 年 3 月 8 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第 80 条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行い、平成 14 年 5 月 20 日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第 83 条に基づき行った、当行の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

### 1. はじめに

中部銀行の金融整理管財人は、当行の旧経営陣すなわち取締役、監査役又はこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから（預金保険法第 83 条）、就任後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心とした内部調査事務局を設置し、精力的に所要の調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また民事責任追及については、訴訟代理人である弁護士数名の補助を受け、慎重に検討を重ねました。

当行の行った責任追及に必要な措置は以下のとおりです。

### 2. 民事責任追及について（事件番号静岡地方裁判所平成 15 年（ワ）第 123 号）

金融整理管財人は、平成 15 年 2 月 18 日、以下の 2 件の案件につき、旧経営陣に対して総額 10 億円の損害賠償請求訴訟を静岡地方裁判所に提起いたしました。

#### （1）富士根観光案件

本件は、平成 5 年 3 月 19 日、富士根観光株式会社（以下「富士根観光」）が他社から 15 億円を借り入れるに際して中部銀行が富士根観光のために支払承諾（連帯保証）を行ったことが取締役に課された善管注意義務に違反するものとして提訴したものです。富士根観光は、他社からの 15 億円の借入金を工業団地開発プロジェクトの販売代金で返済する計画でしたが、支払承諾実行当時、実際にはプロジェクトは実現可能性が乏しく、その販売代金で返済できる見込みはなかったのに、被告らはプロジェクトの実現可能性等について調査せずに支払承諾を実行したため、結局、プロジェクトは実現せず、中部銀行に約 10 億 6,000 万円の損害を与えたので、その一部である 7 億円の損害賠償請求の訴えを提起しました。

損害額 約 10 億 6,000 万円

訴額 7 億円

提訴対象者 渡邊利勝（代表取締役頭取）※肩書きは当時（以下同）

後藤忠秀（常務取締役）

佐藤健彦（常務取締役）

小川金三（常務取締役）

## (2) 日原案件

本件は、上記富士根観光を含む日原グループの中核会社である日原株式会社（以下「日原」）に対して平成8年9月から同年12月の間に融資3件合計4億9,800万円を実行したことが取締役に課された善管注意義務に違反するものとして提訴したものです。当時、日原は経営が極めて悪化しており、中部銀行が資金繰りを支援しなければ直ちに倒産するおそれがありましたが、同社が倒産することによって富士根観光のプロジェクトが頓挫することをおそれ、多額の保全不足で回収の見込みが乏しかったにもかかわらず、日原を延命させるために融資を続けた結果、約3億5,000万円が回収不能となって中部銀行に損害を与えたため、その一部である3億円の損害賠償請求の訴えを提起しました。

損害額	約3億5,000万円
訴額	3億円
提訴対象者	飯塚 明（代表取締役頭取）
	梅井尚志（取締役副頭取）
	堤 康司（常務取締役）
	平山梅幸（常務取締役）

## (3) 保全処分

金融整理管財人は、上記の損害賠償請求権を確保するため、上記8名の所有する預金、不動産の仮差押命令の申立を行い、平成15年2月14日に静岡地方裁判所から仮差押決定を得るなどの保全処分を行っております。

## 3. 刑事責任追及について

特別背任等の刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきましたが、これまでのところ、刑事责任を問い合わせる案件は発見されておりません。

## 4. 今後の対応

現時点までの調査の結果、旧経営陣に対する損害賠償請求については、上記のとおり訴訟を提起していますが、今後、(株)整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、同機構での調査において新たな事実が出てくる可能性も有ることから、同機構において引き続き民事・刑事両面について責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権を同機構に譲渡し、関係資料一切を引き渡す予定です。

以上